

近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成22年度第5回)

議事録

日時：平成23年3月3日（木）15：00～17：40

場所：国民會館（武藤記念ホール）

■ 大和川高規格堤防整備事業（阪高大和川線（一体整備）地区）

■ 淀川高規格堤防整備事業（海老江地区）

■ 淀川高規格堤防整備事業（大宮地区）

■ 淀川高規格堤防整備事業（大庭地区）

【委員長】 それでは、審議に入りたいと思います。

4件、高規格堤防整備事業について、一括して審議をしたいと思います。

何かご意見ありますでしょうか、よろしくお願いいいたします。

【委員】 今回、暫定的に予定されておられる23年の4地区の計画のお金というのは、そもそも23年度で、通常であれば要求されるであろうお金に対して大体、金額でいって何十%ぐらいなんでしょうか。もしも決まらないのであれば、対22年度と比較していただいてもいいんですが。アバウトで結構ですが、80%だとか、90%とか、60%だという大体のことで結構なんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 全部で11カ所予定してございまして、今回4カ所要求させてもらっております。

それで、アバウトな数値でございますけれども、大体57%ぐらいの金額になろうかというふうに思っております。

【委員】 予定されるべき23年度の金額に対して57%ということですか。

【事務局】 はい。

【委員】 それから、例えば、淀川高規格堤防整備事業、4ページなんですけれども、淀川流域で発生した過去の水害とございますけれども、昭和28年以降の6つの水害というのは、いずれも3川合流地点より上流なんですとかね。

【事務局】 実際に堤防が破堤したりとか、そういったのは3川合流から下流は起きてませ

ん。

【委員】 それでは、この3川合流、要するにスーパー堤防の地域というのは、3川合流地点よりも下流であるということであれば、昭和28年以降の6例というのは、いずれも3川合流地点よりも上流ということであれば、スーパー堤防を3川合流地域以下にすべて配置したとしても、この6つの水害というのは防げないということの理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 その水害そのものは防げないんですが、ここに挙げていますのは、淀川が、一応いろんな計画の対象としている洪水のパターンというのを挙げておまして、淀川で計画して、大阪府域の計画というのは200年に一度という計画を持っております。ただ、200年に一度といっても、どういう雨の降り方をするかわからないので、過去のこうした大きな洪水の降り方で、規模が200年に一度の規模になったときの洪水を対象にしております。

さらに、スーパー堤防は、それを超えるような洪水になっていますので、これを対象にスーパー堤防をやっているということではなくて、過去にこういう洪水がありますという指標でございます。

【委員】 要するに、昭和28年以降の6例が3川合流地域よりも上流であれば、要するに宇治で破堤したり、例えば木津川町で破堤したりしているわけですから、3川合流地点よりも下流地点でスーパー堤防を完備したとしても防げない事故だと通常は考えられると思うんです。例えば、そうだとすれば、3川合流地域での破堤の一番最近というのは大正6年なわけですね。そうすると、95年前の大正6年に、場所がどこかとおっしゃいましたか、つまり3川合流地域より下流地点で決壊したということですね。

しかも、大正6年から治水工事というのを、恐らく当時の建設省で非常に、毎年毎年継続してやられていると思いますので、今の淀川地域の治水状態というのは、明治18年とか大正6年の比ではなからうというふうに思うわけです。

したがって、明治18年というのは、さらにさかのぼって、もう125年ぐらい前の話ですよね、125年前と95年ぐらい前にあった話を、しかもそのときの治水状況が非常に悪い中での話であって、しかも、先ほども言ったように、昭和28年以降のものというのは、3川合流地点の上流の話をここで例示されておるので、スーパー堤防をしたって防げない事故なのであるということなのに、スーパー堤防をするという意味は非常にないんじゃないかなということが基本的に思うわけです。それが第1点でございます。

第2点は、先ほど予算額をお尋ねしたんですけれども、全体の57%の平成23年度の予算措置をおつけになっているということですね。ところが、読み方次第で、非常によくわからないんですけども、一番初めに全体像の説明がありましたんですけれども、まずスーパー堤防事業というのは廃止が原則なんですね。「現実的な天災害に備える視点に立ち入り」云々、「事業としては一旦廃止すること」というのが原則でして、何度も繰り返して読んで申しわけないんですけども、「以下の場合を除き、予算措置しない」というのが、23年度の我々委員会に与えられたテーゼといたしますか、大原則であったはずなんです。

だから、原則と例外という立場に立っておりますにもかかわらず、11分の4カ所だという数よりも、金額の話なんだろうと思うんですね。要するに、これは無駄遣いをやめましょうということでの、そもそも措置のこと、反映措置だと思うんですけども、そうすると、100分の57も例外があるのかと。そうしたら、赤信号を渡ってはいけないと言いながら、半分以上赤信号で渡っているというふうな状況になるのですけれども、それはここで言う、「以下の場合を除き、予算措置しない」に当たらないのではないかと。要するに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行うという場合に限りと書いてあるんですけれども、普通の国語的な、日本語的な理解では、57%も予算を使うということは例外措置ではないというふうに考えます。これが2点目でございます。

それで、あと、この57%の中で、各論的に今お話をお伺いした中で、やめたら非常に共同事業者にご迷惑をおかけするというのは、これはわかる。当たり前の話なんですけれども、そもそも23年度からこのスーパー堤防をやめるということが原則で、しかも24年度には抜本的に、今の政局ではどうなるかわかりませんが、24年にはやめるというのが原則なんだろうと思うんですね。そうすると、今23年度に、こういうふうに共同事業者にご迷惑をおかけするから、こういうことをしましょう、こういうお金を使いましょうということは、24年度にやめれば必ずその時点でそういうことが起こり得る話なんです。

だから、今起こるか、1年後に起こるかだけの話でして、それは必ずそれだけ、全国で行われているスーパー堤防を全面的にやめるというからには、それは非常な摩擦というか、共同事業をされている方には、大変なご迷惑、大変な損害を被らせることが前提になっておりまして、ということを含んだ上でさえもやめようというのが、恐らくこのスーパー堤防事業についての決定なんだろうと思うんです。

その辺の理解をしないと、ご迷惑をおかけするから23年度の予算でやってしまうというふうな考え方は、この緊急避難的な、例外的なことを定めた予算措置とはちょっと論点が外れているのではないかというふうに思います。これが3点目です。

4点目なのですが、3点目に近いんですけれども、補償しましょうという、基本的にはお金で解決できる問題というのは、別にやめてしまって、もしも24年度になって、やっぱりスーパー堤防はやめますよというふうに決めたときに、先ほど言ったように、起こり得る話なんですから、別に何も慌てて今年に払わなくても、1年先に払ってもよい話であるという議論もあると思います。もちろん、相手が弱小の、社会的弱者であれば、そんなお金どこにあるのかと、1年間もたないよという話も出てくるとは思うんですけれども、そうではなく、相手が阪高であるとか、地方公共団体であるとか、大手事業者である場合には、特段何も、支払いが行われなかったから単に後は金銭で、1年後に金銭で補償、賠償すれば、まあ金利がつきますけれども、それで足りるということもあり得る。そもそも23年でやめましょう、ないしは24年でやめてしましましょうという、その全体的な決定というのは、必ずそういうことを含んでいるわけですから、それは当然補償ということはあることを含んでいるわけですから、それを慌てて、先ほど言ったように、原則と例外というのを決めてあるのかかわらず、それを例外措置の中でお金の手当てをしようというのは、ここの例外事由には当たらないんじゃないか。

だから、各論的には、すべてが僕いけないというふうには思わないんですけれども、全体の100分の57までお金を使って、それを例外で、ここの委員会を通せというのには、私はそもそも趣旨から外れて反対だという意見を述べさせていただきます。

【委員長】 今のご意見に対してですが。

【事務局】 まず、1点目の上流からという話ですけれども、当時上流の堤防も小さいですし、当然上流の改修もできてない中で、やはり切れていったということがございます。やはりそれ以降の中では、改修も進めてまいりましたし、上流も非常に安全度が上がってきていると。ですから、到達する流量も当時よりも多くなっているというのが実情でございます。

やはり治水の原則、下流からきちんと受け皿を用意しながら、上流の安全度を上げていくということ、これは治水の原則そのものでございまして、やはり下流そのものの安全度を上げていくということは大事なことです。さらに、壊滅的な被害、人口の物すごく多い中での壊滅的被害を防ぐというこのスーパー堤防の意義というのは――計画の非常に大き

な洪水、これは上流でも必ず切れるというわけではないということですね。これらは必ず切れるわけではございませんし、今上流の中でできている堤防の中で満杯でもやはり流れてくる可能性もありますし、雨の降り方も6例ではなくて、いろんなパターンもある中で、これは下流に大きな洪水が出てくる可能性というのは、ますます高くはなっていると。つまり28年よりも、57年よりも、やはり今のほうが高くなっております。ですから、そういう意味では、きちんと体質改善しておくということが大事な治水の基本だと考えます。

それから、2つ目のお金でないかという話ですけれども、基本的な考え方としては、我々、これをやめるに当たって、社会的に損害、要は共同事業者さんに影響を及ぼすこと、これが許されるかどうかだと思います。ここは、少し皆さん議論をしていただいたほうがいいのではないかと思います。やはり一方的に相手方に犠牲を強いる、さらにその犠牲そのものが社会的に波及する場合もございます。特に、大和川線、阪高さんですね。これはもう供用がおくれますと、ミッシングリング解消そのものに大きな影響が出ます。多分費用、ほとんどこれがでかいんだと思います、大和川線の。そういう意味では、やはり我々としては、社会的に大きな影響を及ぼすことについては回避したいと。

ですから、今回、むしろスーパー堤防のためにというよりは、共同事業者にとにかく影響を及ぼさない。そういう意味でスーパー堤防の2期を削いで、共同事業者の工程を、供用ができるように、守れるようにということで積み上げたということでございます。

別に、金額の多寡というよりは、相手さん方に影響を及ぼさないということが、やはり大事なことじゃないかということだと思います。

それから、1年後に同じことがくるんじゃないかというお話ですけれども、そういう意味で考えると、これはまた私の意見になるんですけれども、やはり24年でもきちんと、先ほど相手方にご迷惑をかけないと、そのための工夫はいろいろこれから、1年間ありますから、いろいろお話はできるかもしれません。ただ、基本的には相手方に、共同事業者にご迷惑をかけるということはやはりすべきではないと。これは、1つの信頼にでもありまして、我々としても信用におこたえをするということは大事なことだと思っております。

ですから、今後の進め方も含めて努力はいたしますけれども、24年以降もやはり、本来ならば、相手方にご迷惑をかけないということが、これは基本ではないだろうかというふうに思っております。この辺もぜひ議論、委員の皆さんも議論をしていただきたいと思います。

それから、金銭で済むかという話もありますが、やはりここまで、途中までやっております、もう盛土も半分上げたりとかこういう中で、本当に金銭でというよりは、きちんと対応するほうが、これは懸命ではないかと思っております。金銭で、お金を渡してやってくださいではなくて、やはり今やれる中で、準備もしております、状況の中で、今の準備を生かしてやっていく。こちらのほうが、これは社会的に懸命だというふうに思っております。

以上でございます。

【委員長】 この問題は、ちょっとしばらく、ほかの委員の先生方からもご意見をお聞きしたいと、こういうふうに思いますが。

まず、最初の事業仕分けの取りまとめのところで、この言葉の意味がもう一つよくわからないところがあるんです。「現実的な天災害に備える視点に立ち入り、事業の優先順位を明確にした上で、事業としては一旦廃止をすること。」という、これはいろんな意味で解釈できるんですが、この「一旦廃止をすること」という意味は、これはどう解釈したらいいのですか？ 治水の優先順位を明確にするということ、平成24年度以降予算に関しては、本省のほうでこの検討委員会を立ち上げられているとことですね。現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にする作業をやっていると、こう解釈していいんですよね。

それで、事業としては一たん廃止をするところを、今ご説明では、この11カ所の中で7カ所に関しては、来年度は予算をおつけにならないということで、これはストップされていると、こういう意味ですよね。

残りのこの4カ所は、先ほどから議論が出ている、この重大な支障を及ぼすものに限り、土地消費者等の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、最小限の措置を行う対象として、ここを取り上げられたと、こういう意味なんですよね。

この最少限度の措置の対象として、この4カ所が適切かどうかということが、きょうここでお諮りをしていると。そういうふうにこの事業仕分けの意味を解釈されていると。こういう理解でよろしいんですね。

【事務局】（うなづく）

【委員長】 それじゃ、ほかの、特に一番目のご意見を、ご専門の立場からいただきたいと思えます。

【委員】 まず、今委員長がお示しになった資料NO.3の3ページのところ、「治水の優先

順位を明確にした上で」という言葉がちょっとわかりにくいですね。治水の優先順位をほかの天災害と比べて優先するのか、治水の中で、いろんな事業がある中でどれを優先するのかということなのか、ちょっとわかりにくいところがあるんですけども。

それはともかくとして、この23年度の予算のフローの中で、「関係自治体の意見を聴取、関係者の意見を聴取、そして事業評価委員における審議」という流れでいきますと、参考資料-1、これは橋下知事の意見ですか、この4つについては事業継続が妥当であるという、地元の声があるというふうに認識しております。

それから、それぞれの事業がどれぐらいかかるのかということですが、この資料NO.4-1ですと、大和川の……、これは平成26年度末に終わるんですか。8ページには、26年度末に大和川線の完成とありまして、それで10ページの上の黄色い箱の中の3行目でしょうか、平成27年度完了と書いてありますけれども、これは27年度でいいんですか。26ですか、これは。

【事務局】26と記載しておりますのは、ちょっとわかりにくかったんですけども、補償が終わるのが26までということになります。

【委員】この27年度完了というのは。

【事務局】そちらのほうは、その後、当方のほうで盛土工事を行う期間が入っているということでございます。

【委員】そうすると、この事業は180億ぐらいでしたかね、残事業費が。18ページの残事業費、186億ということよろしいですか。それを23、24、25、26、27、5年間で割るということになるわけですね。そうすると、1年当たり、平均していいのかどうかわかりませんが、37-8億という計算でいいんでしょうか。それから、ほかの事業は7億とかいうことで、まあ、これ（大和川線）が一番大きいんだと思いますけれども。

それで、ある23年度の時点を切ったときに、ある事業はもう終盤なので投資がしっかりあるんですけども、まだこれから始める段階の部分については、最初の投資は少ないというのもあるでしょうし、いろんなパターンがあると思うんですね。たまたま23年度11個あって、そのうちの4つは地元の要望もあってやるべしというところだけでも、11分の4だけでも、予算的には100分の57ですか、先ほどのお話ですと。

ただ、そういう比率も重要かもしれませんが、それによる投資の効果、あるいは23年やっつけてしまえば24年は悩まなくて済むような事業は、もう片付けてしまうという

ような視点も当然重要かと思えますし、必ずしもそういう金額的な比率だけでは判定できないだろうというふうに思っております。

特に、この大和川線のやつは、治水というよりも交通がかなり主たる、道路の部分がかんりの部分を占めておりますし、それと地表面も、住民が移転するということになりますと、そこは整備しなければ被害を受けるかもしれない人たちがいなくなるということで、被害を受けにくくなるというような効果もあると思えます。そのあたりは金額的な比率だけではなくて、投資プラス事業効果、そういったところも見ていくべきではないかというふうに思っております。

そのほか、個別にはいろいろあるんですけども、私ばかり話していると時間がないうので、とりあえず1回目の意見として、その辺で終わらせていただきます。

【委員長】 そのほか、はい、それじゃ。

【委員】 一応私のほうで以前にバイエリア関係の委員会で、大阪商工会議所でも初めてやったんですけども、一応道路のほうで、スーパー堤防というより大和川の阪高の部分と、それから淀川の左岸線に関しては、大阪府を初め非常に強い要望があると。

恐らく、難しいのは、この「社会経済活動に重大な支障を及ぼすもの」というのをだれが判断をするんだということだというふうに思うんですね。我々に出てきた段階で、社会経済活動に重大な支障を及ぼすものなんだというふうになっているのか、我々が、これは社会経済活動に重大な支障を及ぼすと判断するのか、その辺が非常に難しいとこかなと。

あとは恐らく、今、委員のほうから出た意見を考えると、例えば、この阪高の高速道路とか、淀川左岸線の工事というのは、例えばスーパー堤防と切り離して、スーパー堤防をやめた上でももっと安くつくれるのかどうかというような議論になってしまうのかなと。もしも、スーパー堤防をせずに、でも別の方法で高速道路つくれますよと、切り離してできるというのであれば、それはそれで検討しなきゃいけないんですが、もう既にかんりの部分ができ上がっていて、一体的に設計されていて、スーパー堤防をとめたら高速道路もできないですよということになってくると、今度もうちょっと議論が大きくなってくるのかなというふうに思うので、その判断の仕方が難しいなと。

一応、先ほど申し上げた2つの、この淀川左岸線と大和川線については、恐らく大阪府も市も、それから関西の財界もかなり必要だというふうなことを言っているものでありますので、その辺に関しては、とまっては困るのではないかなというのは、私は意見として持っています。

ただ、委員がおっしゃっているように、じゃ、もっと別の方法があるのかなのかというの、少しご専門の先生からのご意見があったほうがいいのかなという、ちょっと決めかねている部分がありますが、その部分だけ申し上げたい。

【委員長】ほか、どうですか。

【委員】これ、どこから話していくのかちょっと難しい部分があるんですけども、先ほどの問題提起として、事業仕分けのところで出てきた、事業としては一旦廃止するんですけども、以下の例外ではそれはつくってもいいよという判断じゃないかという話だったんですよね。その例外というのが、社会経済的な重大な影響を及ぼすということとか、地権者とかの問題が出てくるとかという話なんですけれども。

これ、だから基本的に廃止と言っているのか、それとも、先ほどの委員が言われたみたいに、堤防として見たらだめだけれども、それ以外のものとして見るんだったらやりますよという、そういう解釈にも見えてしまうのがちょっと非常に、私なんかにしたら判断やりにくいと思うわけですね。

で、結論から言うと、いずれにせよ、それだけ影響があると皆様が言われて、例えば、一番大きなのは大阪府さんなんか絡んでいるわけですけども、大阪府さんなんかは、基本的にこういった治水事業ではスーパー堤防は我々は廃止すべきや思っていると。ただし、今回上げているやつは、ちょっとそういう意味づけでは違う位置づけになっていますよと。むしろ、都市計画的というか、道路計画的な意味が非常に強いので、これはちょっと外せないと思えますというような解釈に見えるんですね。これは、私がそう見えるので、そうとはとれないよとおっしゃる方がいらっしゃったら言ってほしいんですけども。

この文面だけから見ると、一番大きな関係者の大阪府さんでもこういうふうな形で言われているので、ちょっとどうなのかなと、廃止というふうに言うとかなり、この意見も無視しちゃうことになるんですけど。ということ私なんかは思ってしまうということですね。

以上です。

【委員長】それじゃ。

【委員】私もどこからどう話していいかわからないんですけども、事業仕分けで決定したときに、やはり何か起こってくるなと思っておりました。

スーパー堤防に対しては、私も長い間疑問に思っていたところでございますけれども、今回、資料を見せていただいて、少しこれだけでは全体像がつかめないなというところで

ございます。全体像をつかんで次の段階を検討したいと思いますけれども、今回ひとまずこういったことで、緊急に23年度ということですので、その中で考えなければいけないなというふうに思っているところです。

全体像が見えないと言いますのは、今日いただいた5-2とかの資料を見ればわかるのかもしれないですけれども、全体の計画範囲のうち、どういう区切りでもってエリアを分けられていて、そのうちのどの部分が何%スーパー堤防として整備されたかというのが、やはり細かいところがよくわからないというふうに思います。今日いただきました資料の中で、①から⑩ということととか、完成したところもそうですけれども、丸幾つということ、大きな地図の中に丸が書いてあるだけでは、実際にはどの程度整備されているというところがわからないんですね。

今回出てきております学校のところも、スーパー堤防の予定の幅まではできないわけですね。ですから、このエリア、この距離では完成するけれども、幅としては半分まで行かないとか、そういう場所も恐らくいっぱいあるわけで、そう考えると、どなたかがきつと計算されたんだと思いますけれども、全体数の何%を今まで完成していて、今回23年度でどれだけ進むかというところが、やはり私はまだつかみ切れておりません。

それから、先ほど、ご指摘された、今回の資料の過去の水害の話ですけれども、こういう水害があったのねということには参考になるのかもしれないですが、やはりきちんとこういうふうに検討するとき、淀川ができる前の数値とか、それからやはりここがどこで、初めて3川合流の上だということを知ったんですけれども、どのあたりでどういう被害だったかということでも少しわかるように整えていただけたらなというふうに思いました。

具体的な話を言いますと、やはり高速に関しては、ほかの手段もあるとは思いますが、進めていくしかないのかなというふうに私は思っております。

それから、別の言い方をしますと、やはり24年度からの計画に関しては、国のほうでこれから決めていかれることだと思いますけれども、ここで言われる、本当に廃止ということを進めていかれるならば、それをやっぱり積極的に、前向きにとらえて考えていく必要があると思います。

といますのは、今回の浄水場の建物でも、ここ、本来は土が盛られたら埋まってしまうので、中途半端な仕上げをされているわけですね。私の分野の景観的に言いましても、工事が中途半端で終わることが前提となるならば、それをきちっと見きわめた上で、短い

のり面では緑をつけましょうとか、将来わからないので下までタイルを張りましょうとか、細かいことかもしれませんが、事業廃止という方向性にかじを切るのであれば、しっかりとそれを前向きに、環境的に把握した上で、それをどう将来の町、風景として整えていけるかというノウハウをどこかで真剣に考える必要があるというふうに思いますので、ぜひ24年度からの事業仕分けを受けた事業検討については、そういった視点を十分に考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

【委員長】今のご質問で、なかなか情報それに対して準備されてはおられないと思いますが、何か事務局のほうですぐにお答えできるようなことはございますか。

それに関連する質問なんですが、私は、この「事業としては一旦廃止する」という言葉にちょっとこだわっております。この「は」の意味ね、「事業として「は」一旦廃止する」、「は」がどういう意味なのかという。

平成3年に、高規格堤防の円滑な整備の推進を図るための「河川法の一部を改正する法律」の公布、とこうなっていて、この改正する法律では、これ、高規格堤防の円滑な整備の推進ということをうたわれているわけですね。

【委員】法律を変更することも含めて検討するという事ではないんですか。

私もこの「一旦廃止する」ということの意味がよくわからないのですが、高規格堤防の整備事業それ自体をなくしますということなんだろうと思うんですけども、1つは、既に動いているものも含めてもうやめますということなのか、既にやっているものは、それなりにソフトランディングをさせますということの含みも踏まえたやめ方ということなのか、というのもよくわからない。

2つ目は、現行の高規格堤防整備事業というのはやめるんでしょうけれども、類似の事業は残るのか。いや、作り直される可能性があり得るのかというところもよくわからない。

そういう意味で、この「一旦廃止する」というのを、一体どこまでの意味を含めたものなのかはよくわからない。

なぜそれを言うかということ、ちょっと気になったのは、特に淀川の上がっている3つなのでですけども、これもうほぼ事業としては終わりですよ。残事業は本当にごく限られている。事業費自体もそんな額ではない。まさに委員がおっしゃったように、こんな宙ぶらりんの形でやめるのがいいんだろうか、それとも、もうここまで来たんだから最後まで

きちっとやったほうが望ましいんだろうかという、そのところはあり得るかなと思います。

それと、話の順序が逆になってしまいましたが、高規格堤防整備事業というのは、線として事業制度をつくっているから、線として見たときにほとんど進んでないからというのは、そのとおりだと思うんです。いつになったらできるかわからないし、どれぐらいお金がかかるかわからないというのは、そのとおりだと思うんです。したがって、こういう線としての堤防整備事業としては私も批判的ですし、こんなのはそれこそ100年たってもできんなと思います。

ただ、河川と堤防とその堤防沿いの土地利用ということを考えてときに、こういうものを、それこそ点的にやっていくこと自体が否定されるべきかということ、それは必ずしもそうではないだろうという気はするんです。

だから、事業のフレーム自体がべたっと20kmぐらいにかけてやりますみたいなふるしきを広げるから全然と言われるのであって、むしろ点的に、必要なところだけ、河川とその周辺の土地利用を一体的に整備する事業として考えるならば、これは十分成り立ち得るという気はしている。

そういう意味で、この見直しに関する検討会が一体どういうものを出すのかということのを待たないと思うがない。その上で、じゃ、今年度どうするかということなのですが、私はこの「社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限り」云々というのは、大和川なんかの場合の阪高の云々という話での影響力を見るよりは、それこそ淀川の場合は、むしろ典型だろうと思うんですが、土地所有者とか、学校関係、あるいは工場移転跡地利用といったところの信頼関係というか、そちらのほうが一体どういうふうなタイムスケジュールで自分たちの事業を組み立てているかということをやちゃんと見てあげたほうがいいんじゃないか。そういう意味の信頼というのは、保護してあげたほうがいいんじゃないかなという気はする。

しかも、それもまだ不確定性の高い大分先の事業完成ならともかく、もうここまで来ているものについては、私はきちっと相手の信頼関係というのを保護してあげるほうが望ましいのではないかなという気はします。

だから、大和川のほうがむしろどう考えたらいいんだろうというのはちょっと悩んでいるところです。むしろ1年ぐらい、それこそおっしゃったように、1年ぐらいどうってことないんちゃうかなという気もするんだけど、そこです。

以上です。

【委員】この「一旦廃止」というのは、ちょっと政治的な言葉遣いだと思うんですけどもね。限られた時間で、限られたメンバーで事業仕分けして、専門家も十分入っていない中でご判断されたわけですけども、これを十分に検討した後で結論出したというのであれば、即刻全面廃止としてもええわけですよ。それを「一旦廃止」と言っている意味は、やはり必ずしも十分仕分けでも検討できていない部分もあるし、そして、いろんな影響もあるだろうし、もう終わりかかっているやつもあるだろうし、高規格堤防整備と言いつつも、実はこれは河川局の仕事ではなくて、道路であったり、まちづくりと一体となっているわけですからね。だから、必ずしも全面即刻廃止できるものじゃないということを仕分けのチームの皆さんもわかっているということだろうと思うんですね。

だから、そういう観点で、この「一旦廃止」というのは、含みを持たせた、例外措置も当然あるんだということで、実際に22年12月のこの例外、「下の場合を除き予算措置しない」ということで、やらんといかんもんはこういった手順を踏んで、自治体の意見、あるいは関係者の意見も聞き、我々の委員会の意見も聞き、やるべきであったらやりなさいというふうになっているんだと思うんですね。

ですから、そういうことで、24年度抜本的な見直しをすると、あるいは一旦廃止という意味は、恐らくこの「高規格堤防整備事業」という言い方は、24年度からは変わるんじゃないかなと思いますね。全部が全部そうかどうかわかりませんが、そうじゃないと抜本的な見直しとか、一旦廃止ということに符合しませんから。

でも、どっちがメインになるかと。今までは高規格堤防整備事業がメインで、道路とかまちづくりがちょっとサブになっていたかもしれんけれども、ですけど本来一体なもので、どれがサブでどれがメインということもないし、ある時期ある時期を見れば、道路が主体となっている年度もあれば、まちづくりが主体となっている年度もあれば、後半のほうに行けば、河川整備のほう为主体となるということもあり得ると思うんですけどもね。河川整備のほうで余り効果がないんじゃないかと言われるので、やっぱり印象が悪いし、いつまでたってもできるかわからないということですけども。

まあ、200年確率の洪水には、これをやろうがやるまいが耐えるようにするわけですね。あとは地元なりが、まちづくりと、まあ道路交通とかそんなのと一体としてやりたいかどうか。ちょっとなかなかやりたくないなというところは、なかなか進んでいないだけの話で、やりたいところは、これからどんどん地方分権も進むでしょうから、府なり市なりがやりたければ、「おれとこはスーパー堤防をもっとやりたいよ」というところは部分

的に進んでいって、やらないところともあれば、やるところもあると。だけど、整備計画の200年確率には、どっちみち耐えるわけですから。あとは、超過洪水に対して、それは怖いからちゃんとやりたいというところと、いや、そこまでは考えたくもないというところはやらないということで、部分的に歯抜けになっても仕方がないと思うんですね。全部やろうとしたら、委員がおっしゃったように、何百年かかるかわかりませんので。そういったものだと思いますけれども。

以上です。

【委員長】 事業仕分けにおける議論も、洪水のリスクがなくなったと言っているわけではない。現実的な天災害に備えると。その視点に立ち入って、治水の優先順位を明確にしましょうということ。それから、淀川水系の治水安全度の問題、これが向上していく。それを否定されているわけではないと。こういうことを1つ確認はしておきたいと思いますね。

その上で、きょうのこの議論は、「事業としては一旦廃止をする」、これをどう解釈して、ここの4事業、4カ所のところをどうするかということなんでしょうけれども。

先ほど委員がおっしゃったのを私の言葉で言いかえると、恐らくはやめ方、やめるにも、とめるにもコストがかかる。効率的なとめ方がやっぱりあるということですね。そのまま宙ぶらりんにして、そのまま放置しておくことに伴うコスト、それから23年度に終わりにかけている事業を止めることにより発生するコストと便益、それを考慮して、それぞれの事業としてどちらが得策かと。そういう判断をすることがこの再評価委員会に求められていると思います。この点に関しては、まだいろいろご意見あろうかと思いますが、どうですか。

【委員】 関係者、協力者の意見は賛成しているじゃないかというお話があったんですけども、一緒に事業をやっている人ですから、当然片一方で、来年は一切金出さん、やめやと言われたら、それは困るんでやってほしいと言うに決まってるわけですね。これ、100人に聞いたら、100人とも協力者は続けてやってくださいと言うに決まっている話なんです。だから、そこは余り重きを置いて考慮すべきではないと思います。

それから、阪高なんですけれども、阪高というのは、たしか国策会社といいますか、恐らく、大蔵大臣か建設大臣かどっちが持っているかはともかくとして、いずれにせよ、国の恐らく100%子会社だったと思うんですね。財務内容もAAAだったと思うんですけども。だから、100億でも200億でも自分とこで出そうと思ったら出せるわけですね。全然、嫌やと思ったらやめて、別に完成を1年間おくらせばいいだけの話で、阪高が、

ないしは高速道路が1年完成がおくれるなんてことはしょっちゅうで、その辺を余り重視すべきではないのかなと。

1年間、暫定的に23年の予算をつけても、24年からまた阪高との、スーパー堤防と高速道路の話がまだあるわけですから、いずれにしろ、先ほど申しましたように、廃止になったら、皆さんご認識されているように、必ず摩擦、要するに関係者の利害調整、要するに補てん・補償という問題は必ず起こってくるわけなのです。だから、我々は、僕も簡単にそんな廃止したらあかんし、協力者のことは最小限にとどめないかんと、それはもちろんそう思うけれども、スーパー堤防がいいかどうかとか、政局でどうかこうと、それは言いたいけれども、そこでの議論というのはこの委員会ではなしで、要するに中央がこう言っているから、これに見合っているかということここでは審議すべきなんだろうと思うんですね。

もちろん予算だけではないというご意見もございましたけれども、やはりこれは、今もともと予算決定の概要の中の話で、このような場合に予算措置をしない、最小限の措置を行うと、こういう文言になっておりますので、やっぱりお金の話をする話なんだろうと思うんです。

だから、最終的にはこれお金の話なので、もう一度言いますけれども、100分の57%の予算をおつけになるのであれば、ここで我々が中央から求められている原則廃止、例外措置はいいですよというテーゼに対して、57%もお金を出せばその趣旨に合致しないと思いますが。

【委員】大和川のほう、阪高のほうは、今おっしゃったように、そうかなと半分思う気持ちもあります。ただ、大和川のほうも下水処理場、それから保育所の移転については、そんなのは最後に金で片つけたらええやんというような片のつけ方というのは、決して望ましい片のつけ方ではないと私は思う。むしろ、きちっと相手の信頼にかなう形で、適切な対応をしてあげるべきだろうと思う。それも、事業本体がなくなりましたからといういいかげんな対応の仕方ではなくて、やっぱりそれなりの対応をしてあげることが行政として期待されるだろうということです。

そういう意味で、淀川と、あるいは大和川の下水処理場、保育所等への対応というのは継続していく必要があるのではないかなと思ったことと、それからもう一つは、確かにこれ予算要求の話になっていますけれども、予算要求の話というのは、実質それでどういう事業をやるかという話ですから、単にお金の額の問題として見るべきではないだろうとい

うふうに私は思っていますけれども。

【委員】今の総括的な話になっていますけれども、一つ一つの事業も見えていかないと、それぞれの役割なりB/Cなり、あるいは今どこまで進んでいるかというのがありますのでね。終わりかけているやつを一括で、件数では11分の4、それで金額では100分の57だから、それを判断して、全部やめるとか、全部やるとか、それもおかしい話ですから、一つ一つ事業を見ていく必要があるんじゃないですか。

【委員長】幾つかにグループ分けできるんですね。だから、大和川と、それから淀川、この2つの典型的な事例にグループ分けして議論したいと思います。

じゃ、意見を。

【委員】大和川のやつについては、これは平成23年度は主として道路のほうでありまして、これは高規格堤防整備事業とは言えるものの、そのうちの道路かつ都市再生プロジェクトでしたか、そういったものの一環としてやるべきものであって、経済効果は物すごく大きいと思いますので、私はこれはぜひ進めるべきと思っています。

【委員長】先生、何かありますか。

【委員】個別案件でいってしまうと、これ、それぞれ全部置かれている立場が違うので、先ほどの實委員がご指摘されたみたいに、阪神高速の場合は、ミッシングリングと言われているところをつけるという、道路計画上の大義名分は私は存在すると思っていますんですね。その意味で、先ほども私がしゃべったときに、道路事業とか都市計画事業だったら、これはオーケーという見方があるのかなというのが、大阪府さんとか、あるいはこの仕分けの委員会の結論で出ている話かなと思ったんですけどもね。

今も強調されているところが、堤防の工事というよりは、道路と見える部分が強いので、それは道路事業として純然と見たら、ミッシングリングは解消されるわけですから結構なんじゃないでしょうかという。堤防として見たらどうですかねという意味はあると思いますけれどもね。ただ、道路として見るのであれば、それは意味はあると思いますけれどもということとは言えると思います。

それから、淀川のほうは、これそれぞれちょっとパターンが全然、私から見ると違うように思えて、先ほどの委員が言われたみたいに、途中でとめているところは、ちょっとこれは殺生じゃないかというようなところとか、やっぱり先ほどから出ているお話で、これ相手側と信頼関係でやっている部分をここでなしねということだとめてしまうと、信頼関係を相当失ってしまってしまうという、そっち側はかなりあるんじゃないかなと思えるわ

けです。それから考えると、もうほとんど終わっていて、もうこれってあとちょっとしたら終わりだよねというふうに関係者も思っているところでざくっと切るというのは、ちょっと私これ、自分が担当者だったら何とも言えないよなという、感じになると思うんです。やっぱり信頼関係ちょっと裏切るような形になると思うので。ちょっとそれは、いろいろと後のことを考えると、ちょっとよろしくないんじゃないかなというふうには思えるんですね。これはもう、後半は私の個人的な感想なんですけれども。

ですから、信頼関係というウエートを置くのであれば、ここはとめる、なしねというのはちょっといかなものかと思うわけです。

【委員長】 もう一つ確認を、しておきたいんですけれども、23年度の予算措置を行う箇所の検討ということの意味は、23年度の予算を執行するという意味だけではない。この部分は、24年度、25年度、とにかく事業を継続し、この部分に関しては終わらすことを前提とされていると、こう解釈していいですよ。

【事務局】 これは、その事業を終わらすという、クリティカルに載っているものだけを今回計上しているということでもあります。

【委員長】 先ほどおっしゃったことを確認させてください。一番長い事業は、平成何年に終わるということでしたか？。1つずつちょっと、事業の終了予定年度というのを教えてください。

【事務局】 それでは申し上げます。1つずついきますが、阪神高速大和川線の高規格堤防事業というところがございますが、27年度でございます。淀川にまわりまして、一番下流部の海老江地区でございますが、こちらについては23年度でございます。

【委員長】 もうすぐ終わりなんですね。

【事務局】 はい。その次でございますけれども、大宮地区でございますが、こちらは24年でございます。最後になります、大庭地区でございますけれども、こちらについては24年度という形で終了年度を考えてございます。

【委員長】 少なくとも淀川に関しては、もうほとんど事業が終わっているわけですね。大和川に関しては27年ということは4年間の残期間がある。

これは、堤防の事業の終了が24年という意味ですか？。

【事務局】 そのうち、道路事業。

【委員長】 道路事業も含めて24年という。

【事務局】 はい。だから、道路も含めて27年でございますので、道路自体は26年度に

完成するという予定になっております。

【委員長】道路が26年。

【事務局】はい。

【委員長】その後、残ったところを整備していくということですよ。

【事務局】盛土部分であったりするところが27年という形でございます。

【委員長】ということは、道路のほうはほとんど完成してきているわけですね。

【事務局】ちょっとイメージだけもう一回確認なんですけど、大和川線は、当然大きなスーパー堤防そのものではなくて、道路と関係のあるところだけで27年ということに切りますんで、当然まちづくりの部分は全然ないですから、道路と一体になっている部分のみで今考えていますので、スーパーとしてというふうにはお考えではなくて。

【委員長】今のお話をお聞きになってどうですか。大分、事業の内容に関する理解が、委員の先生方の中で相当散らばっていましたが、かなりの程度収れんしてきたとは思いますが。

【委員】どうも淀川のほうはもう終わりかけやから、それを言われたら非常に弱いし、確かに「土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼす」に当たるのかなという気もします。けれども、阪高のほうは、阪高は土地所有者でもないし、住民でもない、23年出しても、24年からどうも決まってないんだし、先ほども言ったように、阪高だって要するに国の資本だし、こちら国土交通省だって国だし、結局右手でやるか左手でやるかだけの話であつたら、別に国は阪高にお金をあげて、別途に仕事をさせるだけのことやないかなと思って、最終的には阪高に損害がでると思わないんですけれども。

【事務局】ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず1点目、委員ご指摘の阪高は土地所有者ではないというお話なんですけれども、こちらの図の断面図をごらんいただきたいと思います。

この赤い部分、これが道路敷になるんですけれども、こちらの図でいきますと、ちょうどこの部分ですね、この部分につきましては阪高は用地買収をしております、現地におきましては阪高が土地所有者という形になっておると、1点申し上げたいというふうに思います。

それから、2点目でございますけれども、工事につきまして、阪高の工事はかなり進んでおります、現在トンネルの躯体でありますとか、掘削、それから土留め工等を施工しております、出来高は20%ぐらいまで進んでおります。

阪高の意見書の中にも書いてございますけれども、これは都市計画決定をしまして構造等が決められて着手されておりますので、もしこれが構造が変わりますと、基本的には都市計画変更をしまして、すべての計画を見直すということになりますので、大幅な工程の遅延が生じるというようなことでありまして、26年の供用は大幅におくれる見通しではないかということが危惧されます。

【委員】それは、先ほど申しましたように、今23年のテーゼにいう例外的予算をやるかというだけの話で、これをもしも、先ほど、今の政局でどうなるかわかりませんが、本当に24年に廃止になるのであれば、当然、後のことというのはそのときに問題になる話なんですよ。だから、今年に問題になるか、来年に問題になるかだけのことだと思えます。だから、そこで24年で本当に廃止になってしまうんだとしたら、今年予算つけたって、当然、後どうするんだいという話は結局出てくるわけです、それは。だから1年後になるか、今かだけのことなんだろうと思えますけれどもね。

だから、僕らは全部廃止せいか、あと阪高はどうすんねん、心配やということをごここでは論じる話ではないと思えます。

廃止となれば、常に法律問題、摩擦というのは起こってくるわけですから、これは日本全国すべての恐らく全部の事業については起こってくる。それを前提に、廃止しようという政治的決断がなされたら、我々はそのことについての権限はないものですから、それについての是非はともかくとして、その混乱は当然あり得る話なんだろうと思えます。

【委員】24年度に廃止が決まっているわけではなくて、24年度、抜本的な事業の見直しなんでね。だから、恐らく、先ほども申しました、「高規格堤防整備事業」という名前で続くかどうかは甚だ怪しいと思っております。ですけれども、ここの、この川沿いの整備をどうするかということについては、必ずしも廃止されることが決まっているわけではなくて、抜本的に見直して、いい形で皆さんが、中央政府なり住民が納得する形で24年度からも進めていかれるんだろうと思っております。

【事務局】1つだけ、こういう大きな事業の、いつまでにどれぐらいかかるかという指標として、9ページをもう一回見ていただきたいんですけれども。阪高の大和川線の9ページ。

平成4年、もう十何年前、この段階でやっともう構造も一部できてまして、河川が負担を決めた。都市計画は、平成7年です。

大体こういう大きな事業というものがどれぐらいの時間をかけてということは、こうい

うのを見ていただいた中で、平成26年供用に向けて、1分1秒とも無駄にせず、お金も、コストを示してという形で今やっていっているというのがこの事業だと思います。

そういう意味では、非常に時間が、というのは物すごく大きな時間の中で、計画的にやはり、非常に時間を短くできるように努力をした中で、今、完工率としては20%、これは工事としてですけれども、莫大な積み上げをしているというのが、実は阪高でありまして、こういう時間の流れというのは、ほかの、先ほどあった淀川の例とか、大分時間の関係も違うというところはあるということでございます。

【委員長】私は委員長として意見を申し上げることはできるだけ差し控えたいと思いましたが、道路事業の経済便益を研究した立場から申し上げますと、事業の遅延の費用は膨大なんです。それこそ、本体工事費用どころの話ではない、もっともっと大きなコストが出てくるという。その辺もご理解いただきたいと思うんです。

それから、11の事業のうち7がとまるということですが、中断することにもコストが発生する。それを想定して事業の再評価を行わなくてははいけない。だから、スーパー堤防事業の見直し、これに伴う社会的費用も実はいっぱい発生するのです。そのことに関する議論は検討対象外ですけれども、それもご理解いただければという感じがします。

効率性のみで議論できないことは理解できますが、それでも、できるだけ意思決定に伴うコストは小さく、それからできるだけ便益を大きくできるような決着のあり方といえますか、それを考えていく必要がある。さらに、意思決定に伴ういろんな社会的、経済的な金銭タームでは計算できないことも考慮に入れて判断をしていかにいけなと思います。

淀川のほうに関する議論は、もういいですか。先ほどから。事業がほとんど終わっているということで、淀川事業に関しては対応方針どおり継続するというのでいいですか？。議論を大和川事業に集中するというのでよろしいですか。

【委員】大和川のほうに議論を集中するというのは結構なんですけど、23年度、あるいは24年度で終わるから、もうここまで来ているんだから最後までやったらというふうに申し上げましたけれども、要するに、見直しで事業自体が廃止されたとしても、廃止に伴う後始末の仕方として、当初予定されていたようなものにできるだけ近いような形で後始末をするというのが、ここまで来ている事業のあるべき後始末の仕方だろうと私は思うから、そういう意味で、淀川の3つについては、来年度どうなるかわからないけれども、来年度どうなったとしても、23、24年度はそれなりに予算をつけて後始末をしなきゃいけないよね、それはこういう形になるよねということをお願いしたということなんです。

【委員長】私の効率的というのと同じ議論ですね。

【委員】同じことだろうと思いますから、それでご了解いただけるならそれで結構です。

【委員長】大和川事業ですが、ほかに幾つか代替案はないんですか。もうこの終わらせ方しかないということでもいいのですか。

大和川事業については、事業の中断が阪神高速道路の開通の遅延を招くということを前提に議論したいと思うんですけれども。盛土をどうしてもしなければならぬ理由です。それは約束だから、あるいは都市計画決定をしているから、そこを変えれないということですか？

【委員】都市計画決定をし直したら済むけど。

【事務局】基本的には、先ほど申したとおりでございます。すべて盛土を前提にいたしましてトンネルの設計がなされていることと、それからトンネルだけではなくて、一部ランプの区間ですとか、またはトンネルが連続するというので、廃棄の施設だとか、そういったものも合わせてこの工事の中に既に盛り込まれておりますので、そのあたりをすべて盛土がないことを前提に見直すこととなりますと、大幅な見直しになるということは避けられないと考えております。

【委員】先ほど委員から「後始末論」的なお話ありましたがけれども、それでもやはり、例えば東洋ガラスの跡地なんかでも、あそこがちゃんと整備されることによって民間活力を導き出すとか、雇用が生まれるとか、そういう経済波及効果だってあると思うんでね。だから、事業評価をするときに、「後始末論」でいいんですよというだけでは、我々委員としてはやっぱりちょっとおかしいと思うので、やはりそういう効果もちゃんと見た上で、この事業は妥当であると、続けてもよろしいという、そのスタンスは守らんといかのじゃないかなと思ってるんですけれどもね。

【委員長】後始末論のというのは、費用のほうだけ見ているんですね。そこで欠けているのは、便益のほうはできるだけ大きくしなければいけないという議論です。

阪神高速道路は、盛土の上をどういうふうにご利用される計画をお持ちなんでしょうか？ 中断することによって、土地利用に関して阪神高速にどのような影響がでますか？

【事務局】これは、この資料を説明する際に申し上げましたが、従来は高規格堤防、まちづくりと堤防整備事業、それにあわせて道路事業と、3つが重なっております。この事業の大きなメリットの1つでもあるわけですが、阪高が用地買収をしたこの赤の区間、この上につきましては、後に宅地の利用を、まちづくりの一部として活用するというので、

その区画整理の中でいずれは住宅地になっていくというふうなことになっております。宅地として利用されるということを想定しておりますので、阪高としましては、そういうことも影響が出るということでございます。

【委員長】この黄色の部分のコストは、この事業費の中に入っているんですね。

【委員】半分だけ。ボックスの上だけ。

【委員長】いや、ボックスの上、どこからどこまでがこの治水事業の範囲なのか。

【事務局】23年度予算としましては、黄色の盛土の部分は入っておりませんで、先ほど申しましたとおり、阪高の工事費の増加費用を私のほうが持つということでございます。

ただ、27年まで事業をすると申し上げましたが、27年になりますと阪高の工事が終わって、黄色の部分は盛土が可能になりますので、その部分は事業費の中に入っております。残事業費の中に入っております。

【委員長】B/Cの中には、宅地供給便益は入っていないわけですね。治水事業の便益だけで計算している。それでB/Cを計測されておられる。

【事務局】資料18ページでございます。この資料、上から便益、それから費用、それから費用便益比、B/Cの順になっております。

総事業費につきましては、総便益が5,556億、それから費用のほうは911億円、それらからB/Cを出しましたところ、総事業費ベースでは5.6ということになっております。

また、残事業費につきましては、右側をごらんいただきますとおり、総便益が3,608億円、費用につきましては310億円、これらからB/Cにつきましては13.2ということになってございます。

建設費につきましては、現在価値に換算したものをを用いて計算するということでございます。失礼いたしました。

【委員長】残事業が、B/Cが13.2ということですが、これは黄色のところをつくらないと治水の便益は出てこないということですね。

【事務局】そのとおりでございます。

【委員長】堤防を分厚くする便益ですね。

【委員】この場合の資料で言えば17ページあたりの、超過洪水の浸水区域等は、どういう洪水を想定してのものなんですか。

【事務局】高規格堤防につきましては、超過洪水を対象としまして検討しているというこ

ともございますので、このシミュレーションにつきましては、1000分の1の確率規模の、それによる破堤のシミュレーションを行っているところでございます。

【委員長】 いいですか。

【委員】 はい、結構です。

【委員長】 そのほか、いいですか。

【委員】 私もちよつと説明のときにお伺いしたんですけれども、ここで景観的には開渠というか、オープンでということも考えられますし、空気抜きの建物がやっぱり何カ所か出てくるんですね。それを考えると、そういうことも、土を盛らずに構造を変えてということはあるんじゃないですかというお話をしたんですけれども、それはあると思うんですが、それに、もちろん時間も延びますし、設計自身もかなり変更になるということだと思っておりますね。それがもう20%できているとおっしゃるので、それを実態として私は把握できてないんですけれども、20%というのはどのぐらいなのか、じゃ、それを設計変更して、実際には土を盛らない構造にしたときに、どのぐらい時間がおくれて、どのぐらい設計量がふえて、どのぐらい賠償しなきゃいけないのかという、やっぱり具体的な数字がちょっと見えなくて判断しかねるんですけれども、そういう選択はなくはないということですね。都市計画決定も変更はできなくはない。

ただ、社会的な影響が非常に大きいというふうに思いますので、私自身、結論を出しかねていますが、やめないほうがいいんじゃないかなというほうには傾いています。

【委員長】 23年度事業でコンクリートを増強されると言われたのかな。23年度事業としてどこをやられると言っておられたのですか。

【事務局】 23年度は、阪高の工事が進捗中でございます。阪高の工事費が、スーパー堤防が盛ることによって若干構造的に補強が必要になったりいたしますので、その工事費を私どもが負担しているということでございます。

【委員長】 それは、今年度からスタートされる。あるいは、もう既に相当事業が進んでいるのですか？

【事務局】 いや、これは、工事は20年から始まっておりますので、20年からということでございます。

【委員長】 もう大体全体のどの程度が出来上がっているんですか。

【事務局】 工事につきましては、出来高ベースでは20%ということをお阪高から聞いております。これは、この1月末の出来高でございます。

【委員長】しかし、その工事は阪神高速さんのコントロールのもとでやられているわけですね。

【事務局】はい、そのとおりです。阪高が工事を実施しております。

【委員長】実施していて、そこの工事費の増額が出てくるからくださいと、こういう話ですね。

【事務局】そのとおりです。

【委員長】直轄でやられているわけではない。そこはやっぱり1つの厳しい条件ですね。

【委員】大和川のご説明の12ページ、13ページのところに、予算措置が中止されたというふうなところが載っていますけれども、結局、まず初めの、阪高は工事発注は困難になる、これは疑問やと思うんですね。工事発注は、やろうと思ったらやれるわけですから、国土交通省から工事の支払いが滞ったとしても、阪高は工事発注が困難であることはないと思います。

それから、次、何か、供用がおくれた場合の経済損失が発生すると書いてあるけれども、この料金収入が得られなくなるなど、経済損失が発生するという理由は、テーゼの例外措置としては当たるものではありません。

あとは何か、三宝下水処理場は工事発注が困難になるというのも、これは阪高が下水処理場への補償費の支払いが困難になるというけど、それは阪高が三宝に対する債務不履行を起こしたくなければ、これは払おうと思ったら払える会社ですから、これは払われると思いますので例外的要件には当たりません。

だから、ここに書かれることは、要するに、全部お金で阪高は解決できる案件です。先ほど言ったように、阪高という会社は非常に立派な会社ですので、お金がなくなったらつぶれる会社ではありません。最終的には国がついて、国がやめようと言った事業に、こうしたとぼっちりを食らっているだけですので、だから、この23年の予算を緊急につけなきゃならないということに結びつけることは、何か無理があるんじゃないかなと思います。

スーパー堤防をやめましようとか、阪高の工事をやめましようということをここ委員会で決める権限も何もないので、ここは、何度も申しますけれども、24年度どうなるかわからんというご意見もあって、確かにわからないので、とりあえず23年の予算の執行を基本的にはやめようという原則について、本件事案がその例外に当たるかということ議論しているわけですから、ここで1年間執行をとめたからといって、それが原則、要するに中央から言われている原則論にそのまま従っただけだということ、問題はないと僕は

思うんですけども。

【委員長】今おっしゃっているのは、24年度にもう一度再吟味をすべきだと、こういう話ですか？23年度は当面とめておいて。

【委員】要するに、23年度の例外的な予算をつけるということには、これは当たらないということをおし上げております。

【事務局】ちょっと2つお話をさせていただきたいんですが、1つ、委員のほうから、阪神高速というのは100%国出資じゃないかというお話がありましたが、実は半分は各地方公共団体からの出資でございます。旧の道路公団なんかは100%出資でございますが、ちょっと阪神高速については事情が違っておりますので、国が全部何でもできるという、もちろん、旧の高速道路会社もそうなんですけれども、一応別人格でございまして、それぞれ経営ということでやっております。

それから、有料道路の仕組みといたしましては、借入れをして、その金利も含めて料金を償還をしていくということになっております。かつ、一応償還期限も決まっておりますので、仮に工事が遅延をする、料金が入ってこないということになると、場合によっては料金の改定もしないといけないということもあり得るということだろうと思います。経済的には非常に大きな影響が出てくるということではないかなというふうに思っております。

【委員長】議論が堂々めぐりし始めたようですが、やっぱり情報が少ないところに原因の1つがあるように思えます。さきほどから、どういう影響が出てくるのかという議論をしていますが、推測の域で話をしているところも多いように思えます。その点は委員より当初から指摘されていることですが。

例えば、23年度予算執行ということになると、いつまでに結果を本省に提出しないといけないのですか。タイムラインについてお聞きします。

【事務局】要は、実施計画を策定しなきゃいけないものですから、予算成立までには当然です。そこを考えると、もう3月の終わりぐらいすぐにまでかな、もうぎりぎりですね、3月の終わりやったら。中旬ぐらいですね、ですから。もう上げないと間に合わないと思います。

【委員長】次回のこの評価委員会は、いつでしたか。

【事務局】11日です。

【委員長】今回は道路事業が対象ですが、最終回で、時間を延長して、継続して議論した

と思います。それまでに、情報を補足して頂きたい。今日の議論で憶測に基づいている部分がある。阪神高速に生じる被害に関して、情報が必ずしも十分ではありません。時間がありませんが、急いで情報を集めていただきたい。よろしいでしょうか？

委員の先生方で、もう帰られた先生もおられますが、次回の委員会で継続審議ということにさせていただきたいと思うんですが、それでどうですか。

【事務局】 そうしましたら、一応事務局から、先ほどご提案ありましたように、11日の日に、道路の案件でございますが、あわせて引き続きご審議をいただくということでしたと思います。

【委員長】 できれば、淀川のことに関しては、ここで区切りをつけたいときょう思うんですけれども、よろしゅうございますか。

淀川高規格堤防整備事業、海老江地、大宮地区、大庭地区の審議に関しては、提出された資料、説明の範囲においておおむね適切であり、中止した場合、土地所有者や住民等への社会経済活動に重大な支障を及ぼすことが想定されるため、対応方針のとおり事業継続でよいと判断されると、こういうふうにしたいと思います。

それで、大和川に関しては、恐れ入りますが、次回の委員会が長くなるかもわかりませんが、次回の会で継続して審議したいというふうに思います。

■ 事業評価監視委員会審議、議事録（速報版）の確認 について

【事務局】 長時間のご審議ありがとうございます。今、委員会のほうでおまとめいただきましたように、淀川の場合につきましては原案のとおり継続ということでご判断いただきましたので、そのように議事録を整理いたします。なお、大和川につきましては、引き続きまして、少し資料を充実して、3月11日15時から17時、きょうと同じでございますが、この日に再度継続で審議をするということで処置をさせていただこうとこういうふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今お手元に議事録の速報版をお配りをいたしました。これで、委員の方も現在最終的に残りの委員ということでお名前にしてありますが、審議結果といたしましては、先ほどお話がございましたように、淀川の3件につきましては、審議の結果、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、中止した場合、土地所有者や住民等への社会経済活動に重大な支障を及ぼすことが想定されるため、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されるということで、この議事録を提案をさしあ

げます。

申し遅れましたが、大和川につきましては、次回継続審議ということでつけ加えさせていただきます。

【委員長】 この議事録の速報版、これでよろしいかということですね。確認させていただいたということで。

そのほか、事務局から何かご連絡することありますか。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、平成22年度第5回近畿地方整備局事業監視委員会を閉会といたします。

今回は、先ほどご案内のとおり、3月11日金曜日の15時からということでございますので、よろしく願いをいたします。

本日は長時間の審議まことにありがとうございました。

[議事録終わり]